

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊川内駐屯地
第364会計隊川内派遣隊長 竹下 智也

下記のとおり一般競争入札を実施します。

1 競争入札に付する事項、競争入札執行の日時及び場所

Aグループ

件 名	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(1) 令和5年度陸上自衛隊川内駐屯地で使用する電気（再生可能エネルギー比率60%以上）	仕様書のとおり	陸上自衛隊川内駐屯地	令和5年4月1日（土）0000～令和6年3月31日（日）2400	令和5年2月14日（火）0930	陸上自衛隊川内駐屯地第364会計隊川内派遣隊隊長室
(2) 令和5年度陸上自衛隊川内駐屯地で使用する電気（再生可能エネルギー比率30%以上）				令和5年2月14日（火）1000	
(3) 令和5年度陸上自衛隊川内駐屯地で使用する電気（再生可能エネルギー比率0%）（再生可能エネルギー比率に係る条件なし）				令和5年2月14日（火）1030	

Bグループ

件 名	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(1) 令和5年度陸上自衛隊川内演習場で使用する電気（再生可能エネルギー比率60%以上）	仕様書のとおり	陸上自衛隊川内演習場	令和5年4月1日（土）0000～令和6年3月31日（日）2400	令和5年2月14日（火）0930	陸上自衛隊川内駐屯地第364会計隊川内派遣隊隊長室
(2) 令和5年度陸上自衛隊川内演習場で使用する電気（再生可能エネルギー比率30%以上）				令和5年2月14日（火）1000	
(3) 令和5年度陸上自衛隊川内演習場で使用する電気（再生可能エネルギー比率0%）（再生可能エネルギー比率に係る条件なし）				令和5年2月14日（火）1030	

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

- 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のうち「D」等級以上であること。
- 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 第6号の「資本関係又は人的関係のある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

(10) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気はそれぞれの入札における再生可能エネルギー比率以上とすること。入札参加を希望する事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面で提出すること。

(11) 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RSP法）第8条第1項の勧告を受けていない者。

(12) 入札に参加する者は、各グループ（1）～（3）のそれぞれの入札に応じた「特定電源割当計画書」を全て提出するものとする。この際、各グループ（3）の入札に参加をする場合においても、再生可能エネルギー比率（％）を0と記載した「特定電源割当計画書」を提出するものとする。

3 公告の掲示場所

川内駐屯地、国分駐屯地、川内商工会議所及び西部方面隊ホームページ

4 適合証明書及び特定電源割当計画書の提出等

(1) 入札参加希望者の書類提出

入札参加希望者は、適合証明書及び特定電源割当計画書等を提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送（FAX可）

(3) 提出期限

令和5年2月10日（金）12時00分

5 本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否判定

入札参加希望者から提出された「適合証明書」及び「特定電源割当計画書」をもって、本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否について判定する。その判定結果は、2月13日までに書面（FAX含む）により入札参加希望者に回答する。

(1) 2（1）から（12）までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率60％にて応札をできる者がいる場合は「仕様書A（再生可能エネルギー比率60％）」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。

(2) 第1号の要件を満たせない場合において、2（1）から（12）までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率30％以上で応札をできる者がいる場合は「仕様書B（再生可能エネルギー比率30％以上）」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。

(3) 第2号の要件を満たせない場合において、2（1）から（12）までの全ての必要な資格を満たす者がいる場合、「仕様書C（再生可能エネルギー比率に係る条件なし）」を採用するものとし、再生可能エネルギー比率についての条件は付さないこととする。

6 入札関係書類を示す場所等

(1) 入札関係書類は、第364会計隊川内派遣隊において令和5年2月3日（金）から入札前日まで配布する。また、入札参加希望者の要望によりFAX等でも配布する。（土曜・日曜・祝日を除く08：15～17：00）

(2) 入札関係書類の受領時、入札参加希望者は、競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）

7 入札説明会及び競争入札実施要領等

(1) 入札説明会：実施しない。

(2) 入札実施要領

ア 各グループ（1）の入札で応札をできる者がいる場合

各グループ（1）の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

イ 各グループ（1）の入札で落札者がいなかった場合（再度入札を含む）、あるいは各グループ（1）の入札で応札をできる者がなかった場合

各グループ（2）の入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

ウ 各グループ（２）の入札で落札者がいなかった場合（再度入札を含む）、あるいは各グループ（２）の入札で応札を
できる者がなかった場合

各グループ（３）の入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実
施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

エ 入札において、各グループ（１）の入札案件が落札に至った場合、各グループ（２）、（３）の入札は全て実施しな
い。

オ 入札において、各グループ（２）の入札案件が落札に至った場合、各グループ（３）の入札は実施しない。

8 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金： 免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金： 免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上の金額を違約金として徴収する。

9 入札方法及び落札の決定

- (1) 落札決定方式： 各グループごとの予定総価（ただし、契約締結は、基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。）
- (2) 入札金額は、契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を算定基礎とし、仕様書に記載する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した金額の年間総額とすること。
- (3) 入札金額の算定において、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。
- (4) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が２人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。（１円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。）

10 入札の無効

- (1) 第２項で示した競争に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名等判別し難い入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約書の作成

落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。

12 その他

- (1) 郵便入札は、令和５年２月１３日（月）１２時００分必着分までを有効とする。入札書を郵送する旨を事前連絡するとともに、便着を必ず確認すること。なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。郵便入札においても、一の案件において再度入札となった場合、その再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書も送付すること。
- (2) 電報・電話・ＦＡＸ・メール等による入札は認めない。
- (3) 代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。（ＦＡＸ不可）
- (4) 陸上自衛隊の入札及び契約心得等は、第３６４会計隊川内派遣隊事務所で閲覧できる。また、陸上自衛隊西部方面会計隊ホームページでも閲覧できる。
- (5) 市場価格調査を依頼するので、ご協力をお願いします。
- (6) ７（２）入札実施要領中、ア項の初度入札で落札した場合の再度入札書あるいはエ、オ項に該当した入札書に関しては、開封することなく配達証明書付で返送する。入札書の返送を受けた業者は、別添の受領書に異状なく受領した旨を記載し返送することとする。
- (7) 入札書に関しては、各グループ（１）～（３）までの各入札案件ごと、それぞれの案件名、入札日時及び場所を記載した個別の封書に、各案件の入札書を個別に封入することとする。また、各グループ（１）～（４）までの再度入札への入札を希望する場合は、案件名、入札日時及び場所に加え案件名の最後に（再度入札分）と記載した個別の封書に、各案件の再度入札書を個別に封入することとする。
- (8) 問い合わせ先

〒895-0053 鹿児島県薩摩川内市冷水町 539-2

- (1) 入札に関する事項
陸上自衛隊川内駐屯地 第３６４会計隊川内派遣隊 契約班
TEL 0996-20-3900（内線）371
FAX 0996-20-3900（内線）374 担当 松田
- (2) 仕様書に関する事項
陸上自衛隊川内駐屯地 業務隊管理科受電所
TEL 0996-20-3900（内線）326 担当 早崎